

平成31年3月6日

周南市長 木村健一郎様

周南市入札監視委員会

委員長 松田悦治

官製談合防止法違反等容疑による職員逮捕及び起訴事件について（答申）

平成30年12月25日付け、周契第700号で諮問された「官製談合防止法違反等容疑による職員逮捕及び起訴事件について」慎重に審議した結果、下記のとおり、別添、報告書を添えて答申いたします。

今後、再発防止策の具体的な取組みについて真摯に検討し、実施されることで、公正かつ公平な入札契約の実現を図るとともに、市民の信頼回復に寄与されることを強く希望します。

記

1 事件発生の要因と審議方針

官製談合防止法違反等容疑で入札当時、財政部技監兼検査監であった者（以下「前技監」という。）が逮捕された事件（以下「本件事件」という。）の発生に係る犯罪行為及び事実の詳細は、裁判の中で明らかにされるものであり、現在、本件事件の裁判が継続中で、前技監が罪状を否認している状況の中、強制調査権等の権限を持たない当委員会がこれらを明らかにすることは、難しいと考える。

従って、公訴事実にある「価格漏えい」があったかどうかは現時点では断定できないが、前技監が逮捕・起訴されたことは事実であり、このような事件の再発防止の為、現行の入札制度とその運用等について検証し、課題を抽出してこれに対する再発防止策を提言することとした。

2 周南市のコンプライアンスの現状と課題

(1) 周南市におけるコンプライアンス研修は、新人職員研修、職員階層別研修などにおいては実施されてきたものの、全職員を対象とした研修については、これまでほとんど実施されておらず、契約・工事担当職員についても同様であり、コンプライアンスの遵守、意識の向上の取組み、特に職員研修については不十分であ

った。また、周南市の公益通報制度の状況についても確認した。

- (2) 事務分掌から、技監については、入札に付される多くの情報が集中することを確認した。また、少人数の独任的な体制であり牽制、統制が効きにくく、職務の透明性が確保しがたい状況となっていることを確認した。

3 現行の入札制度の運用の検証結果と課題

- (1) 入札・契約事務に係る決裁ルートについては、設計金額を知り得る職員が多数に上り、設計図書が庁舎間にわたり移動することが確認された。

執行伺の決裁については、必要最低限の情報を提供することで、設計金額そのものを知る職員を減らすなどの見直しが必要であると考ええる。

- (2) 価格以外にも評価の対象とする多様な入札制度については、設計金額を聞き出そうとする職員への不当な働きかけの防止につながることから、国においても総合評価入札方式等の導入を推奨しているが、周南市の過去5年間の実施状況について確認したところ、何れも低調であった。

課題として、企業規模が大きいほど有利になる傾向であることから、この方式の実施については、全体的な公平・公正性に注意しながら一層の検討が必要であると考ええる。

4 事務処理のチェック体制の検証結果と課題

- (1) 低入札価格調査制度

業者が判断基準額を目指した応札を行うことになる実態を確認した。職員への不当な働きかけの防止の為、これまで行っていた判断基準額の調整も含めて引き続き検討が必要である。なお、予定価格の事前公表は、国からの指導もあり不相当であると判断した。

- (2) 入札執行結果調査

この調査は、判断基準額と1者のみ同額である場合等が対象であり、不正な事実の有無を調査するものであるが「徳山動物園リニューアル北園広場修景工事」は、調査の対象外であったことから、調査の対象について検討の必要がある

また、この調査には、執行伺起票の際、設計金額を最終確認する技監が加わっており、設計積算の最終チェック者と入札結果のチェック者が同一であるということも確認した。

5 再発防止策

(1) コンプライアンス研修の充実と公益通報制度の周知徹底に努めること。

職員研修の対象者を広げ、繰り返し実施するとともに、習熟度のチェックや欠席者のフォローなど、組織をあげて徹底した取組みを図られるとともに、職員が守るべきルールを明文化する規程の整備も必要であると考えます。

また、公益通報については、幹部職員への委縮から通報が消極的にならないよう、制度の周知徹底にさらに努められたい。

(2) 技監に係る組織体制の見直しを検討すること。

技監本来の職務は、建設技術の指導や設計積算の最終チェックの履行であり、工事の検査を行う検査監との兼務に疑義が生じており、技監兼検査監の兼務の解消は必要であると考えるので、これを検討されたい。

また、少人数の独任的な体制の技監に多くの入札情報が集まることから、職員間で業務に対する相互牽制が機能する仕組みを検討されたい。

(3) 設計金額の適切な管理に努めること。

設計図書のチェック体制や管理保管方法等を見直し、設計金額を関係職員以外の職員やその他第三者に漏えいさせない仕組みを検討されたい。

また、設計図書に記載のある、円単位までの正確な設計金額は、工事担当課及び技監が確認すれば実務上問題ないことを確認しており、設計金額の切り上げ処理などを行ない、正確な設計金額は伏せた形での回付方法を検討されたい。

(4) 多様な入札制度について検討すること。

価格のみを評価する入札では、設計金額を聞き出そうとする職員への不当な働きかけの動機づけとなることから、多様な入札制度について検討の必要がある。特に総合評価入札方式については全体的な公平・公正性に注意しながら、対象工事の拡大について検討を進められたい。

(5) 入札後のチェック体制強化に努めること。

低入札価格調査制度の対象工事では、業者は判断基準額を目指した応札を行う傾向があることから、職員から設計金額を聞き出そうとする誘因は起こりうるので、引き続き、判断基準額の調整について検討されたい。

また、入札執行結果調査制度では、設計積算の最終チェック者である技監が入札結果のチェックを行う手続きに関与するという矛盾がある等の問題点を解消し、実効性のある制度への改正を検討されたい。